

こどももけりなあと？

とくだいごう
特大号

だいごう
第6号

ねん
2023年
がつ
4月



武蔵野市子どもの権利条例 ことができました

子どもにとって大切な権利を守るため、また子どもが家庭や子どもの施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らせるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的に、「武蔵野市子どもの権利条例」を作りました！今回は、その大まかな内容を紹介します。



パブリックコメント（意見募集）などでいただいたみなさんの意見も参考にしながら作りました！

子どもの権利とは？



子ども（0～17歳の人）も、おとなと同じように一人の人間として『権利』を持っています。

すべて子どもは、かけがえのない大切な存在です。世界中の国々が協力して「子どもの権利条約」を作成し、日本も1994年に条約の内容に賛成しました。世界的な条約の考え方に基づいて、子どもが暮らすまちで、子どもの権利を守っていくために、市の条例を定めました。

条例の基本的な考え方やメッセージを表す部分のことで

特に大切な子どもの権利



子どもの権利条約で決められた、子どもの権利を守るとともに、8つの権利を特に大切な権利として守ります。



ぜんぶん

子どもたちのことば

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができます。さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」



これらの「子どもたちのことば」には、子どもたち自身の気持ちや願いが込められています。これらが実現できるまちを目指します！

むさしのしこ けんりじょうれい ないよう しょうかい
武蔵野市子どもの権利条例の内容を紹介します

1 子どもの権利を保障するための役割

市

市民、保護者、子どもの施設と連携して、子どもにやさしいまちづくりを進めます

市民

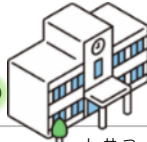
社会全体で子どもを見守り支えます



子どもの権利を守るために協力します

子どもの施設

子どもの権利を保障するため、施設として必要な取り組みを進めます



保護者

子どもが愛されて育つ環境を確保します



子どもを支える人々や施設を武蔵野市が支援します



2 子どもの安全と安心の確保

第21条 子どもの安全

- 子どもを犯罪や事故などから守ります
- 子どもの施設では、事故が起きないように取り組みます
- 子どもの施設では、事故などが起きたときには、すぐに子どもの命を守り、同じことが起きないようにします



武蔵境ぼっぼ公園



保育の様子

いじめの防止のため、市では「武蔵野市いじめ防止基本方針」を定めています



第22条 暴力、虐待および体罰の防止

- 子どもが暴力、虐待、体罰を受けることがないように取り組みます
- もし暴力、虐待、体罰を受けた子どもがいた場合、すぐに必要な支援をします

第23条 いじめの防止

- いじめを受けず、安心して暮らせる環境にしていきます
- いじめがあったときは、いじめをとめ、いじめられた子を守るとともに、いじめをした子にも必要な支援をします
- いじめが起きたときにそれを解決するためのしくみをつくります

子どもに対する暴力・虐待・体罰・いじめは、子どもの権利を傷つけることであり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません



3 子どもにやさしいまちづくりの推進

第13条 自分らしく居られる場所

- 子どもが自分らしく、安心していただけるさまざまな居場所づくりを進めます
- 子どもが休息を必要とするときに、自分にあった居場所で過ごせるように取り組みます



〈コミュニティセンター〉

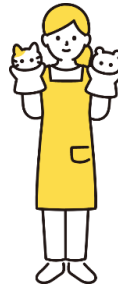
第15条 多様な学びの場

- 学校に通うことのできない子どもも安心して学べるよう、学校以外の多様な学びの場づくりを進めます

第17条 子どもの意見表明

子どもは、自由に自分の意見を伝えることができます
子どもは、自分の意見と同じように他の人の意見も大切にします

- 子どもが意見を伝えやすい環境をつくります
- おとなは、自分でうまく意思を伝えられない子どもの意思をくみ取り代わりに伝えます
- 子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見を聴き、尊重します



〈0123 はらっぱ〉

第14条 年齢、発達などに応じた居場所

- 子どもの年齢、発達などにあわせた子ども専用の居場所を用意します
- 子どもとおとなが居場所をいっしょに利用できるように工夫します

第16条 子どもからの相談

- 子どもが直接相談することができる市の相談窓口をつくります
- 市の相談窓口のほかにも、困りごとや不安に感じることなどを気軽に話せる、身近な相談の場づくりを進めます
- 相談を受けた人は、子どもの秘密を守ります

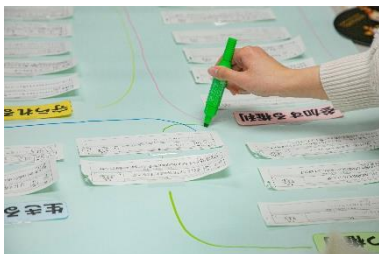


〈むさしの未来ワークショップ〉

第18条 子どもの参加

子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加できます

- 子どもについての市の計画を決めたり、評価をしたりするときは、おとなと同じように子どもの意見を聴きます
- 子どもの施設は、子どもの意見を聴いたり、子どもが運営に参加したりできるようにします



〈Teensムサカツ〉

第19条 子ども一人ひとりに合わせた支援

- 子どものおかれた状況に応じた、子ども一人ひとりに合わせた支援を目指します

第20条 子どもからおとなへの移行支援

- 子どもの社会的自立に必要なときは、18歳になっても、そのまま続けて支援を受けることができます

4 子どもの権利を守るための具体的な仕組み



第27、28条

子どもの権利を守るための

子どもの権利擁護委員、相談・調査専門員



- 子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が傷つけられたときに救うため、**子どもの権利擁護委員**をおきます
- 子どもの権利擁護委員をサポートする役割として、**相談・調査専門員**をおきます

すべての子どもが対象です

【子どもの権利擁護委員の役割】

- ・子どもや関係者からの相談に応じ、必要な支援をします
- ・関係機関や当事者同士の調整を行います
- ・必要な場合は調査をします
- ・子どもの権利の保障のため、市に意見を言います
- ・子どもの権利の普及啓発を進めます

令和6年度からのスタートを目指して、検討・準備を進めています。



第30、31条

条例を推進するための計画

(子どもプラン武蔵野)

- この条例の考え方をもとにして、市が子どもに関する取り組みを進めるための計画(子どもプラン武蔵野)を定めます
- 計画がうまく進んでいるかどうか、必要なときには子どもの意見も聞きながら評価します



中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」などを通じて、子どもの声を聴き、計画づくりに生かします。

第4、5条 子どもの権利を知ってもらうための取り組み

毎年 **11月20日**を「武蔵野市子どもの権利の日」とし、子どもの権利を知ってもらうための取り組みやイベントを行います

- 子どもの権利について伝えていきます
- 子ども自身が子どもの権利を知り、自分と他の人の権利の大切さについて学ぶ機会を保障します



子どもの権利条例の内容を紹介する子ども向けのリーフレットなども作成する予定です！

また、子どもに関わる施設の人にも伝えていきます。



「武蔵野市子どもの権利条例」の本文は市ホームページから見られます。また、キッズページでも条例について紹介しています。



▲条例の本文



▲キッズページ

4月15日発行予定の「市報むさしの武蔵野市子どもの権利条例制定特集号(2218号)」でも、条例について紹介しています。ぜひ見てください！



今までの「こどものけんりってなあに？」は、右の二次元コードから見るができます。



編集・発行／武蔵野市子ども家庭部 子ども子育て支援課
電話：0422-60-1851
ファクス：0422-51-9417
メール
sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp